○近畿地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
御坊市湯川町小松原字九原坪五四一番一から同市湯川町小松原字九原坪五四四番一まで	前	一一・七〇～一五・四〇メートル	〇・〇八五キロメートル
	後	一一・七〇～一五・四〇メートル	〇・〇八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十日　四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号	三好市山城町西字字島ノ上一四八三番二六から同市山城町西字字島ノ上一四八三番一三まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十日

○四国地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十日　四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百二十号	宇和島市津島町柿之浦字土居石神上下七六七番一地内	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十日

○四国地方整備局告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十日　四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道五十六号	宇和島市津島町柿之浦字土居石神上下七六七番一地内

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年二月二十日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○北海道開発局告示第二十六号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十日　北海道開発局長　今　日出人

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
士別市多寄町一六八六番一から同市多寄町五一七三番一まで	二七・五一～八〇・八〇メートル	三・二一二キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釧路市阿寒町下舌辛一一線四九番二から同市阿寒町下舌辛一線四三番二まで	前	BA 二二・二五～二七・二二メートル	〇・五二二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二二・二五～二七・二二メートル 一七・一二～三八・〇五メートル	〇・五二二キロメートル 〇・五五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町野上一五九番一から同町豊里六〇九番地先まで	前	三九・九〇～五九・五二メートル	〇・〇三一キロメートル
	後	三九・九〇～五六・六五メートル	〇・〇三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部